

11. 意思疎通の支援

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

■ 内容

聴覚、音声・言語障がいのある方の意思疎通を支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

■ 対象者

- ① 聴覚、音声・言語障がいのある方
- ② 聴覚、音声・言語障がいのある方と意思疎通を図る必要がある方

■ 手続き

派遣希望日の5日前（土・日・祝日は除く）までに、下記により文書または口頭でお申し込みください。

申し込み内容	① 申込者の氏名・住所・電話番号 ② 派遣が必要な理由 ③ 派遣が必要な日時・場所
申し込み先	ふない聴覚言語障害センター 電話：0771-63-6447／FAX：0771-63-6448

■ 利用者負担額

利用者負担はありません。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(2) 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業

■ 内容

市民などを対象に、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を養成する研修を行います。

◎手話奉仕員：日常会話ができる程度

◎要約筆記奉仕員：話し手の話を、速く正しくわかりやすく文字にできる程度

※日程・場所などは、「お知らせなんたん」などでお知らせします。

■ 対象者

市内に在住または在学・在勤の15歳以上（高校生可）の方

■ 手続き

下記の申し込み先に電話でお申し込みください。

◎ふない聴覚言語障害センター（電話：0771-63-6447／FAX：0771-63-6448）

■ 受講者負担額

受講者負担はありません。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166